

2019年度 社会保険労務士試験合格を目指す方へ

スーパー答練 2019

鹿児島SR経営労務センター主催

鹿児島SR経営労務センターとは？

鹿児島県社会保険労務士会を母体とした労働保険事務組合です。

充実のカリキュラム

講義時間数 140分×14回
と答案練習 140分×20回
模擬試験 2回など、充実のカリキュラムで一発合格をめざします。再チャレンジにも応援します。

★優れた合格実績！！

平成30年度 **合格者 合計 4名!**



- ・当会主任講師が本試験の出題傾向を徹底分析し、研究を積み重ねてきた予想問題。
- ・科目別答練講座 10回（各回選択式 2問、択一式 20問）法改正・白書講座 1回 年金法特別講座 2回、一般常識対策講座 1回、選択式対策講座 1回、直前総まとめ講座 2回、科目別直前答練 5回（各回選択式 2問、択一式 20問）模擬試験 2回を実施。
- ・科目別答練講座では、毎回、各問・各肢に関連事項を含めて詳しく解説。マル秘解答テクニックも伝授。

2019年度の社会保険労務士受験講座（スーパー答練2019）を、2019年1月より開講します。合格に必要な法律知識や試験を想定した問題演習など、プロの講師があなたを合格へ導きます。裏面のカリキュラムをご覧ください。

※DVDでの通信も対応いたします。

●受講料（テキスト代含む）

スーパー答練講座全課程受講（科目別答練講座+直前対策講座）	80,000円（税込）
スーパー答練講座全課程受講（科目別答練講座+直前対策講座） （SR会員事務所勤務者及びこれまでSR本講座受講経験のある方）	75,000円（税込）
直前対策講座（全14回）のみ受講	70,000円（税込）
科目別答練講座（全5回、土曜日）のみ受講	22,000円（税込）

●受講会場…ポリテクセンター鹿児島（鹿児島市東郡元14-3）

※駐車場完備

●講義時間

※直前対策講座の科目別直前答練（計5回）については、午前午後に分けて1日2科目、試験時間70分

科目別答練講座 （全5回、土曜日）	10時00分～12時30分（試験140分） 13時30分～16時00分（解説140分）	休憩時間午前午後各10分 昼食60分
直前対策講座 （全14回、日曜日他）	10時00分～12時30分 13時30分～16時00分	休憩時間午前午後各10分 昼食60分

休憩10分・解説70分で行います。

※模擬試験については本試験と同様に、択一式210分・選択式80分で行います。なお、第1回の模擬試験は市販の教材を使用いたします。

★受講申込、受講料支払い等詳細については、鹿児島SR経営労務センターへお気軽にお問合わせ下さい。

お申込み

鹿児島SR経営労務センター

TEL 099-258-4466 FAX 099-202-0484

〒890-0056 鹿児島市下荒田1-41-8-202

ホームページ <http://kagoshima-sr.sakura.ne.jp/index.html>

申込期限 2019年1月11日(金)まで

お問合せ

スーパー答練 2019 講座カリキュラム

【科目別答練講座】（※DVDでの通信も対応いたします）

午前に試験（各 70 分、休憩 10 分）、午後に解説（各 70 分、休憩 10 分）という流れで行います。

回	科目	日付	時間	選択式	択一式
第 1 回	労基法・安衛法答練	1 月 12 日（土）	10 時 00 分～12 時 30 分	各 2 問	各 20 問
	労基法・安衛法解説		13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 2 回	労災法・雇用保険法答練	2 月 16 日（土）	10 時 00 分～12 時 30 分	各 2 問	各 20 問
	労災法・雇用保険法解説		13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 3 回	徴収法・健保法答練	3 月 16 日（土）	10 時 00 分～12 時 30 分	各 2 問	各 20 問
	徴収法・健保法解説		13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 4 回	国年法・厚年法答練	4 月 27 日（土）	10 時 00 分～12 時 30 分	各 2 問	各 20 問
	国年法・厚年法解説		13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 5 回	一般常識（労働・社会）答練	5 月 18 日（土）	10 時 00 分～12 時 30 分	各 2 問	各 20 問
	一般常識（労働・社会）解説		13 時 30 分～16 時 00 分	—	—

【直前対策講座】（※DVDでの通信も対応いたします）

回	科目	日付	時間	選択式	択一式
第 1 回	労基法・安衛法直前答練	5 月 19 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分	各 2 問	各 20 問
	労基法・安衛法解説		13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 2 回	労災法・雇用保険法直前答練	5 月 26 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分	各 2 問	各 20 問
	労災法・雇用保険法解説		13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 3 回	年金法特別講座（国年）	6 月 2 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分 13 時 30 分～16 時 00 分	— —	— —
第 4 回	年金法特別講座（厚年）	6 月 9 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分 13 時 30 分～16 時 00 分	— —	— —
第 5 回	第 1 回模擬試験	6 月 16 日（日）	10 時 00 分集合	8 問	—
			10 時 30 分～11 時 50 分		
			12 時 50 分集合	—	70 問
			13 時 00 分～16 時 30 分		
第 6 回	徴収法・健保法直前答練	6 月 23 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分	—	—
	徴収法・健保法解説		13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 7 回	国年法・厚年法直前答練	6 月 30 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分	各 2 問	各 20 問
	国年法・厚年法解説		13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 8 回	直前総まとめ講座（労働）	7 月 7 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分	—	—
			13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
			13 時 00 分～16 時 30 分	—	—
第 9 回	直前総まとめ講座（社会）	7 月 14 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分	—	—
			13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 10 回	法改正・白書講座	7 月 21 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分	—	—
			13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 11 回	一般常識対策講座	7 月 28 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分	—	—
			13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 12 回	選択式対対策講座	8 月 4 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分	—	—
			13 時 30 分～16 時 00 分	—	—
第 13 回	第 2 回模擬試験	8 月 11 日（日）	10 時 00 分集合	8 問	—
			10 時 30 分～11 時 50 分		
			12 時 50 分集合	—	70 問
			13 時 00 分～16 時 30 分		
第 14 回	一般常識（労働・社会）答練	8 月 18 日（日）	10 時 00 分～12 時 30 分	各 2 問	各 20 問
	一般常識（労働・社会）解説		13 時 30 分～16 時 00 分	—	—

受講申込書

鹿児島SR経営労務センター 御中

※（申込は郵送又はFaxでも可）

指定事項を記入のうえ、お申込みください。

平成 年 月 日

ふりがな		受講生番号
氏名	Ⓜ	※
生年月日	昭和 平成 年 月 日 (歳)	
郵便番号 住所 電話番号 Mail	〒	
受講内容	1. スーパー答練講座全課程受講 <u>80,000円 (税込)</u> 2. スーパー答練講座全課程受講 <u>75,000円 (税込)</u> (SR会員事務所勤務者及びこれまでSR本講座受講経験のある方) 3. 直前対策講座のみ受講 <u>70,000円 (税込)</u> 4. 科目別答練講座のみ受講 <u>22,000円 (税込)</u>	
受講料 支払方法	1. 現金持参 2. 現金書留 3. 銀行振込み (鹿児島銀行・鴨池支店 普通預金 [口座番号] 3454190 鹿児島SR経営労務センター 会長 山野 高廣 (ヤマノ タカヒロ))	
受験経験	1. あり (回) 2. なし	
受験資格	1. あり 2. なし ※裏面の受験資格を必ずご確認ください	

鹿児島SR経営労務センター
〒890-0056 鹿児島市下荒田1-41-8-202
Tel: 099-258-4466 Fax: 099-202-0484

受験資格

社会保険労務士試験を受験するためには、受験資格が必要です。

受験資格は、主に、1.学歴、2.実務経験、3.その他の国家試験合格等3つに分けられます。

次のいずれか1つに該当する方は社会保険労務士試験を受験することができます。

【学歴】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校（中学卒業を入学要件とする修業年限が5年制の学校）を卒業した者
- 上記の大学（短期大学を除く。）において62単位以上を修得した者
- 旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業し、又は修了した者
- 前記に掲げる学校等以外で、厚生労働大臣が認めた学校等を卒業し又は所定の課程を修了した者
- 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者
- 全国社会保険労務士会連合会において、個別の受験資格審査により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める短期大学を卒業した者と同等以上の学力が認められる者

【実務経験】

- 労働社会保険諸法令の規定に基づいて設立された法人の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として同法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者
- 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者
- 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助に従事した期間が通算して3年以上になる者
- 労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事（いわゆる「専従」という。）した期間が通算して3年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して3年以上になる者
- 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務（ただし、このうち特別な判断を要しない単純な事務は除く。）に従事した期間が通算して3年以上になる者

【その他の国家試験】

- 社会保険労務士試験以外の国家試験のうち厚生労働大臣が認めた国家試験に合格した者
- 司法試験第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者
- 行政書士となる資格を有する者